

イベントなどで営利を目的とせずに飲食物を提供する方へ

臨時出店

市町村区民祭・学校祭・文化祭・バザー・病院祭体育祭など、営利を目的としない祭礼・祭事の場合

届出制

露店営業 臨時営業

左記以外

営業許可制



I 臨時出店とは

主に祭礼・催事において、「営利を目的とせず」定められた飲食物を提供する行為をいいます。実費等の金銭がかかる場合でも、無料で提供する場合も下記に該当する場合は臨時出店です。

- 1 公共的な目的で地域の住民団体や地方公共団体が主催・共催する催事で飲食物を提供する場合
- 2 幼稚園・学校・社会福祉施設等で開催される催事で飲食物を提供し、以下の要件を満たす場合
 - (1) 出店者は催事の主催者又は関係者であること（保護者やPTA団体、周辺住民など）
 - (2) 催事の参加者は、原則として催事の主催者の関係者及び周辺住民等、特定の方に限られること

II 臨時出店の際の施設設備等（抜粋）

1品目のみ食品を扱う場合（露店営業施設基準に準ずる）

設備	手洗い	シンク	冷蔵設備	換気設備
三方と天井を囲んだテント等、必要に応じ貯水タンク及び排水タンクを設置	手指洗浄設備（貯水タンクなど）、手指消毒設備（アルコールなど）	不要	必要に応じ設置（クーラーボックスなど）※温度計を設置	不要

2品目以上食品を扱う場合は、臨時営業施設基準に準ずる（露店営業及び臨時営業取扱要領第6の3参照）

III 臨時出店の際に必要な衛生事項（抜粋）

- 1 使用水は飲用適の水を使用する（水道水以外は水質検査で飲用に適するか確認してください）
- 2 原材料等食品の衛生的な保管（冷凍・冷蔵品の温度帯を守る、区分け保管をするなど）
- 3 営業時に出了たゴミを適切に処理する

IV 臨時出店に必要な手続き

出店前に、臨時出店届出書を記入し、長野市保健所窓口へ提出してください。

届出済証（届出書のコピー）をその場でお渡しします。出店時に携帯してください。

- 催事等の名称、主催者名、目的 ○ 出店場所の配置図及び平面図とその地図、出店期間、
- 提供する品目名、調理方法 ○ 食品衛生に関する責任者の連絡先、調理従事者数

V 臨時出店の取扱食品

臨時出店で提供できる食品は、裏面の表のとおりです。

これら取扱食品については、煮る、焼く、揚げる等、加熱するものについて、中心部まで十分に加熱し提供する必要があります。

露店営業施設基準に準じた設備の場合(この中から1品目)

分類	分類の説明	品目
煮物類	あらかじめ仕込み(具材の細切、煮込み等)し、その場で加熱調理したもの	おでん、豚汁、煮込み、汁粉、ぜんざい、雑煮 等
	その他、煮て販売するもの	
焼き物類	あらかじめ仕込み(細切、串打ち等)し、冷蔵等した具を、その場で焼いたもの	肉串焼き(焼きとり、牛串等)、魚介串焼き(いか焼き等)、焼肉(焼肉、焼きソーセージ類、野菜炒め等)、焼魚介類(焼魚、焼貝等) 等
	生地にあらかじめ仕込み(細切等)し、冷蔵等した具を加えて焼いたもの	お好み焼き、チヂミ、広島焼、たこ焼き 等
	麺にあらかじめ仕込み(細切等)し、冷蔵等した具を加えて焼いたもの	焼きそば、焼きうどん、焼きビーフン 等
	あらかじめ許可営業施設において成型し、冷蔵等した米飯類を、その場で焼いたもの	五平餅、焼きおにぎり、焼餅 等
	その他、焼いて販売するもの	
揚げ物類	あらかじめ揚げる状態に加工した具を揚げたもの	から揚げ、フライドポテト、アメリカンドッグ、春巻き 等
	その他、揚げて販売するもの	
蒸し物類	あらかじめ蒸す状態に加工した具を蒸したのもの	蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい 等
	その他、蒸して販売するもの	
飲料(酒類含む)	コップなどで小分け販売するもの(複数の既製品飲料の混合を含む)(フロート類を除く。)	
焼菓子類	あらかじめ焼く状態に加工した半製品を焼いたもの、生地にあん等を加えて焼いたもの等	焼団子、焼きまんじゅう、クレープ、たい焼、回転焼 等
揚菓子類	あらかじめ焼く状態に加工した半製品を揚げた(蒸した)もの	ドーナッツ類、揚げまんじゅう、蒸しまんじゅう 等
飴菓子類	あらかじめ仕込みした原料を用いて、その場で簡単な加工を行って作る飴菓子	べっこう飴、果実飴、カルメ焼 等
バーガー類	その場で加熱調理したパティやソーセージ類をパンにはさみ直ちに客に提供するもの	ハンバーガー又はドッグ類
その他	その場で簡単な調理・加工で提供するもの	かき氷、ところてん、アイスクリーム類(いわゆるソフトアイスに限る。)、果実チョコ(果実にチョコをからめたもの)、ポップコーン(キャラメル等をからめたもの) 等

※臨時営業施設基準に準ずる設備とした場合の取扱品目は、お問合せください。(露店営業及び臨時営業取扱要領別表2)

お問い合わせ先

長野市保健所食品生活衛生課(長野市若里六丁目6-1)

電話: 026-226-9970 FAX: 026-226-9981